

大分県報

令和四年
号外（三三）
三月三十一日

（木曜日）

目次

警察本部訓令

警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正……………	一
大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令等の一部改正……………	一
警察官の昇任試験等に関する規程等の一部改正……………	一
職員の育児休業等に関する条例施行規程の一部改正……………	一
保護取扱規程の一部改正……………	三
大分県警察少年警察活動規程の一部改正……………	三

警察本部訓令

大分県警察本部訓令第7号

警察学校
警察署
警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（平成21年大分県警察本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大分県警察本部長 松田哲也

別表第1の1の表の2の項の「長の欄第8号中「第3項」を「第2項」に改め、同欄第9号中「第21条第2項」を「第21条第3項」に改め、同欄第16号中「清算」を「精算」に改め、同欄第44号を第45号とし、第36号から第43号までを1号ずつ繰り下げ、第35号の次に次の1号を加える。

(36) 規則第167条第2項の規定に基づき、物品出納計算書に記載された物品について現物の確認を行うこと。

別表第1の2の表中「8,000万円」を「1億円」に改める。

別表第1の4の表中「2,000万円未満」を「設計金額 2,000万円未満」に、「1,000万円未満」を「設計金額 1,000万円未満」に、「100万円未満」を「設計金額 100万円未満」に、「8,000万円」を「1億円」に改め、同表の注3中「に増額」を「の増額」に改める。別表第1の5の表の注中「100万円以上」を「全額」に、「清算」を「精算」に改める。

別表第2(2)中「第167条」を「第167条第1項」に改める。

附則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第8号

警察本部
警察学校
警察署
大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令等の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大分県警察本部長 松田哲也

（大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令の一部改正）

第1条 大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令（昭和43年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「2部」を削り、同条第7項中「が署名した」を「から」に改め、「1部」を削る。

第14条の2第1項中「9の項及び10の項に掲げる場合にあつては」を「及び9の項から11の項までに掲げる場合にあつては、」に改め、「別表第1の11の項に掲げる場合にあつては」を削り、「同表」を「別表第1」に改め、同条第2項中「10の項に掲げる場合にあつては」の次に「任用期間が6か月以上と定められた臨時的任用職員又は」を加える。

第2条 大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程（令和2年大分県警察本部訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第14条第1項第12号」を「第14条第1項第13号」に改め、同条第7項中「2部」を削り、同条第8項中「が署名した」を「から」に改め、「1部」を削る。

第14条第5項及び第6項中「1時間当たり」を「勤務1時間当たり」に改め、同条第7

項を削る。

第19条第2項第2号中「次条」を「第21条」に改める。
第20条及び第21条を次のように改める。

（期末手当基礎額）

第20条 報酬条例第2条第9項に規定する期末手当基礎額は、基準日（退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）が属する月において当該会計年度任用職員が受けるべき1か月分の報酬の額とする。

（期末手当の算定基礎となる在職期間）

第21条 報酬条例第2条第9項に規定する期末手当の算定基礎となる在職期間は、基準日以前6か月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間（大分県警察において引き続き在職したものに限り。）とする。

2 基準日以前6か月以内の期間において、職員等が会計年度任用職員として任用された場合（基準日前1か月以内において会計年度任用職員として任用された場合を除く。）における当該職員等としての在職期間は、前項の会計年度任用職員として在職した期間に算入するものとする。

第26条第2項中「10の項に掲げる場合」は「6か月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は」を加え、「大分県警察の職に引き続き在職している期間が1年以上であり、かつ、」及び「、同表の12の項に掲げる場合」は「大分県警察の職に引き続き在職している期間が1年以上である会計年度任用職員に」を削る。

第28条第1項中「第4条」を「第4条の2」に、「読み替える」を「、第4条の2第1項中「3歳」とあるのは「1歳」と読み替える」に改め、同条第2項中「第2条第4号イ(3)」を「第2条第4号イ(2)」に改め、同条第4項中「第24条第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 この訓令の施行前にした会計年度任用職員の時間外勤務に対する報酬の支給額の算定については、なお従前の例による。

大分県警察本部訓令第9号

警察本部

警察官の昇任試験等に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大分県警察本部長 松田哲也

（警察官の昇任試験等に関する規程の一部改正）

第1条 警察官の昇任試験等に関する規程（平成4年大分県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「、休職及び病氣休暇」を「及び休職」に改める。

第12条第1項第1号イ(イ)中「けん銃操法」を「拳銃操法」に改める。

別表中「けん銃操法」を「拳銃操法」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「第23条」を「第2条、第23条、第24条」に改める。

（警視等の昇任選考等に関する規程の一部改正）

第2条 警視等の昇任選考等に関する規程（平成17年大分県警察本部訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「及び技術職員昇任選考審査」を「及び技術職員課長補佐昇任選考審査」に改め、同表の備考中「とは、」を「とは」に、「の課長補佐昇任選考審査」を「の事務職員課長補佐昇任選考審査」に、「、休職及び病氣休暇」を「及び休職」に改める。

第1号様式中「第13条」の次に「、第14条」を加える。

（事務職員等の昇任選考等に関する規程の一部改正）

第3条 事務職員等の昇任選考等に関する規程（平成28年大分県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「第8条」の次に「、第13条」を加え、同表の備考中「、休職及び病氣休暇」を「及び休職」に改める。

第1号様式中「第17条」の次に「、第18条」を加える。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第10号

警察本部
警察学校
警察署

職員の育児休業等に関する条例施行規程（平成20年大分県警察本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大分県警察本部長 松田哲也

第4条の次に次の1条を加える。

（育児休業条例第9条の2の任命権者が定める事実及び事項）

第4条の2 育児休業条例第9条の2第1項の任命権者が定める事実は、次に掲げる事実とする。

- (1) 職員が、民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、当該請求に係る3歳に満たない者を現に監護していること又は同項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求することを予定しており、当該請求に係る3歳に満たない者を監護する意思を明示したこと。
- (2) 職員が、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により養子縁組里親として3歳に満たない児童を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したこと。
- (3) 職員が、3歳に満たない児童の親その他の児童福祉法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を受託することができない場合において、同条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1号に規定する養育里親として当該児童を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したと。

2 育児休業条例第9条の2第1項の任命権者が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 育児休業に関する制度
- (2) 育児休業の承認の請求先
- (3) 地方公務員等共済組合法（昭和57年法律第152号）第70条の2第1項に規定する育児休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項
- (4) 職員が育児休業の期間について負担すべき社会保険料の取扱い

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第11号

警 察 署

保護取扱規程（昭和35年大分県警察本部訓令第17号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大分県警察本部長 松田哲也
第20条第1項中「第2条第5号」を「第2条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改める。

第21条中「第2条第3項」を「第2条第4号」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「いたつた」を「至つた」に、「取調」を「取調べ」に改める。

第22条第1項第9号中「更正保護法」を「更生保護法」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第12号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察少年警察活動規程（平成14年大分県警察本部訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大分県警察本部長 松田哲也

目次中「児童虐待」の次に「を受けたと思われる児童」を加える。

第1条第2項中「犯罪捜査規範」を「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）、犯罪捜査規範」に改める。

第2条中「「少年」」の次に「、「特定少年」」を、「要保護少年」の次に「、「児童虐待を受けたと思われる児童」」を、「規定する少年」の次に「、「特定少年」を、「要保護少年」の次に「、「児童虐待を受けたと思われる児童」」を加える。

第6条中「第8条第2項（）」の次に「同条第5項（活動規則第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合並びに」を加え、「保護及び」を削る。

第7条第1項中「大分っ子フレンズリーサポーターセンター」の次に「（以下「サポーター」という。）」を加え、「第2条第12号」を「第2条第14号」に改め、「保護及び」を削り、同条第2項中「大分っ子フレンズリーサポーターセンター（以下「サポーター」という。）」を「サポーター」に改める。

第13条中「第4条第1項」を「第4条」に、「同条第1項」を「同条」に改め、同条第3号中「少年警察門」を「少年警察部門」に改める。

令和四年三月三十一日

大分県報号外（警察本部訓令）

<p>第15条中「及び要保護少年」を「要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童」に改める。</p> <p>第16条第1項中「要保護少年」の次に「若しくは児童虐待を受けたと思われる児童」を加え、同項第1号から第3号までの規定中「少年」を「少年等」に改め、同条第2項中「第4項」を「第5項」に、「発見者」とあるのは、「発見者」とあるのは」に改め、同条第3項中「の報告」を「の規定による報告」に改める。</p> <p>第19条第1項中「当該事案の」を「その」に改める。</p> <p>第21条中「の各号」を削り、同条第2号中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同条に次の1項を加える。</p> <p>2 特定少年に対する前項の規定の適用については、同項中「保護者」とあるのは「本人」とする。</p> <p>第23条に次の1項を加える。</p> <p>2 特定少年に対する前項の規定の適用については、同項中「保護者」とあるのは「本人」とする。</p> <p>第33条第1項第1号中「成人」を「20歳以上」に、「犯罪少年事件に」を「事件に」に改め、同項第2号中「第20条第2項」の次に「又は第62条第2項」を加え、同項第5号中「交通法令違反」の次に「に係る」を加え、同条第2項中「取調べ」の次に「又は面接」を加える。</p> <p>第39条第1項中「報道機関に発表」を「報道機関等に発表(写真等の提供を含む。以下同じ。)」に改め、同条第2項中「報道機関に発表しないものとする」を「報道機関等に発表をしてはならない」に改め、同項の後段を削り、同項に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、特定少年のとき犯した罪に係る事件であつて、当該罪により公訴を提起された者に係るもの(刑事訴訟法第461条の請求がされたもの(同法第463条第1項若しくは第2項又は第468条第2項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなつたものを除く。)を除く。)については、この限りでない。</p> <p>第39条第3項中「報道機関」を「報道機関等」に改める。</p> <p>第45条第2項中「の各号」を削り、同項第2号中「場合」の次に「(特定少年の被疑事件(少年法第20条第1項又は第62条第1項の規定があつたものに限る。)の被疑者及び特定少年である被告人を留置する場合を除く。)」を加え、「成人」を「20歳以上の者」に改める。</p> <p>第58条第1項中「警察本部」を「本部」に改める。</p> <p>第61条第1項を次のように改める。</p>	<p>触法調査の過程において、当該少年が要保護少年又は児童虐待を受けたと思われる児童であり、直ちに児童相談所に通告する必要があると認められた場合は、児童通告書(様式)を定める訓令別記様式第57号)又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した書面を事後に当該児童相談所に送付するものとする。</p> <p>第65条第2項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第3項を削る。</p> <p>第78条第2項中「被害者支援センター」を「犯罪被害者支援部会」に改める。</p> <p>第79条中「報道機関」を「報道機関等」に改める。</p> <p>「第3節 要保護少年及び児童虐待に係る活動」を「第3節 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動」に改める。</p> <p>第82条を次のように改める</p> <p>(要保護少年についての活動)</p> <p>第82条 要保護少年については、児童福祉法第25条第1項の規定による児童相談所への通告、同法第33条第1項又は第2項の規定による委託を受けて行う一時保護その他これらに類する保護のための措置の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。</p> <p>2 18歳未満の要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められるときは、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した書面を事後に当該児童相談所に送付するものとする。</p> <p>3 前項の規定による通告を必要としない要保護少年については、保護者等に注意及び助言をするなど少年の保護のため必要な措置を執るものとする。</p> <p>4 第1項の一時保護をする場合においては、第62条各号に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>第83条を次のように改める。</p> <p>第83条 削除</p> <p>第84条の見出し中「児童虐待」の次に「を受けたと思われる児童についての活動」を加え、同条第3項を削り、同条第2項中「受け、又は受けているおそれのある」を「受けたとと思われる」に、「下で」を「下」に、「の精神的被害の回復のための」を「に対する」に改め、「再発を防止するための」を削り、「実施する」の次に「ほか、児童虐待の防止等に関する法律第10条の規定による援助の求めがあつた場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置を執る」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に</p>
--	---

次の2項を加える。

- 2 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項の規定による児童相談所への通告又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による委託を受けて行う一時保護の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。
- 3 児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した書面を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。